

白環第107号

令和元年5月27日

白井市廃棄物減量等推進審議会

会長 藤田 均 様

白井市長 笠井 喜久雄



家庭系ごみの処理手数料（有料化）の導入について（諮問）

白井市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第8条第2項の規定に基づき、下記について諮問します。

記

1 家庭系ごみの減量化・資源化の促進（ごみの有料化導入）について

諮 問 の 理 由

市では、平成27年3月に改訂した「ごみ減量化・資源化基本方針（行動ガイドライン）にて、さらなる減量化を求め家庭系排出原単位の目標値を平成30年度までに480g、平成35（令和5）年度までには455gとしたところです。

この目標を達成するため、市民に向けて、広報やホームページによる啓発、パンフレットやチラシの全戸配布、ごみ分別アプリさんあ〜るの配信やごみ減量講座などの各種講座などの周知を行いました。

また、粗大ごみ処理手数料の見直しを令和2年1月1日に行うため、平成31年第1回定例議会に上程し議決を頂いたところです。

このような施策を展開した結果、家庭系ごみの排出原単位は、平成30年度末で491gまで減少しましたが、目標値の達成には至っていない状況です。

平成35（令和5）年度の目標値である455gを達成するためには、既存の施策を行うことはもとより、さらなる排出抑制や市民意識の向上、排出量に応じた処理手数料を徴収することによる市民負担の公平化、ごみ量削減による次期施設の建設費用の節減のための施策として、家庭系ごみ処理手数料（有料化）の導入について検討を進めて行きたいと考えています。

つきましては、貴審議会において、家庭ごみ手数料（有料化）の導入についてご審議いただきたく、諮問いたします。